



# 島根県報

令和5年4月21日（金）

第 4 0 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

土地改良区の定款変更の認可（2件）	（農 村 整 備 課）	2
包括外部監査契約の締結	（監査委員事務局）	2

### 【公 告】

島根県内部系仮想基盤リソース拡張及び運用保守業務の調達に係る提案競技の実施	（情報システム推進課）	2
公共測量の終了（2件）	（技 術 管 理 課）	6

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院における採血業務支援システムに係る一般競争入札の実施	（病 院 局）	7
------------------------------------	---------	---

### 【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	10
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	10
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体	12
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体	13

---

**告 示**

---

**島根県告示第302号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松江市土地改良区の定款変更を令和5年4月14日付  
けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

---

**島根県告示第303号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、雲南市土地改良区の定款変更を令和5年4月13日付  
けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

---

**島根県告示第304号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により令和5年度に係る包括外部監査契約を次のと  
おり締結したので、同条第6項の規定により告示する。

令和5年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 包括外部監査契約の期間の始期

令和5年4月1日

## 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めると  
ころにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、15,829千円を上限とする。

## 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

森脇 俊樹 出雲市荒茅町854番地

## 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払  
をすることができる。

---

**公 告**

---

島根県内部系仮想基盤リソース拡張及び運用保守業務の調達に係る予定事業者を決定するため、次により提案競技を実  
施する。

令和5年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 提案競技に付する事項

## (1) 名称

島根県内部系仮想基盤リソース拡張及び運用保守業務

---

## (2) 仕様

提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (3) 期間

ア 島根県内部系仮想基盤リソース拡張業務

契約の日から令和9年3月31日まで

イ 島根県内部系仮想基盤リソース拡張運用保守業務

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## (4) 提案価格の上限額

島根県内部系仮想基盤リソース拡張及び運用保守業務費用

263,239,075円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、各年度上限額は目安であり上限合計額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和6年度 87,746,358円

令和7年度 87,746,358円

令和8年度 87,746,359円

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

## (1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であつても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の契約不適合責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 提案競技説明手続

#### (1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

##### ア 配布期間

令和5年4月21日（金）から5月15日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

##### イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課 ネットワーク管理係

##### ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

#### (2) 提案競技説明会

開催しない。

### 4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 担当者届 1部
- (8) 提案書提出書 1部
- (9) 提案書 7部
- (10) 見積書 1部

## 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

## (1) 提出方法

郵送又は持参による。

## (2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和5年5月15日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和5年5月31日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

## (3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課ネットワーク管理係

電話 0852-22-5701 F A X 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

## 6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和5年4月28日（金）正午までとする。

## (3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和5年5月10日（水）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。ただし、場合によっては質問後速やかに回答することがある。

## 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

## 8 選定方法

(1) 島根県内部系仮想基盤リソース拡張及び運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) プレゼンテーション等の日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。

(6) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

(7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- 10 契約
- (1) 契約相手方  
審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- (2) 契約金額  
契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。
- (3) 前金払  
前金払は、行わない。
- (4) 契約保証金  
島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (5) その他の契約事項  
契約予定者と協議の上定める。
- 11 その他の留意事項
- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 12 提案競技に関する問合せ先  
5の(3)に同じ
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of services to be required: A Virtual server system for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents: 3:00 p.m. 31 May 2023
- (3) For further details contact: Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan  
TEL: 0852-22-5701

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年3月31日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年4月21日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
-

令和4年3月29日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

島根県出雲市及び雲南市地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年3月24日に終了した益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザー測量）

2 作業期間

令和4年12月28日から令和5年3月24日まで

3 作業地域

益田市の一部

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年4月21日

島根県立中央病院 病院長 小阪 真二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

採血業務支援システム 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和5年11月30日（木）

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なおやむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県立中央病院（以下「中央病院」という。）の承認得た後、書面により手続きを行うこと。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」、小分類「(1)医療機器」に登録されている者であること。
- (5) (4)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- (8) 本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1  
島根県立中央病院事務局経営部業務課  
電話 0853-30-6430 F A X 0853-21-2975

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

本公告日の日から令和5年5月8日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

##### ア 交付期間

本公告の日から令和5年5月8日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）

##### イ 交付場所

- (7) 4の場所

(イ) 島根県ホームページ上（[https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)）

- (3) 入札説明会

実施しない。

#### 5 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和5年5月9日（火）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格はないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 6 入札期間、開札日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和5年5月16日（火）午前9時から午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和5年5月16日（火）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和5年5月17日（水）午前9時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日（水）午前10時

イ 場所

4の場所

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the Products to be purchased : Blood collecting work support system
- (2) Desired Date of Delivery : November 30, 2023
- (3) Period for tender by electronic bidding: From 9 : 00 a.m. to 4 : 00 p.m. May 16, 2023
- (4) Time limit for tender by brighing : 4 : 00 p.m. May 16, 2023  
(Bids by post must be received by 9 : 00 a.m. May 17, 2023)
- (5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara, Izumo-shi,  
Shimane-ken, 693-8555 Japan  
TEL 0853-30-6430

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第50号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月21日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
島根県の未来を輝かせる会	河内 大輔	河津 康一	松江市東津田町1803-2-403	令和5年2月9日

**島根県選挙管理委員会告示第51号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月21日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

## 1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党加茂支部	山本 国雄	会計責任者の氏名	高橋 雄二	中林 孝	令和4年10月15日
自由民主党島根県出雲市第七支部	板垣 成二	会計責任者の氏名	若槻 光好	板垣 啓治	令和4年4月10日
自由民主党島根県栄養士連盟支部	山本 知子	会計責任者の氏名	藤田 真由美	倉橋 恵里	令和4年6月18日

自由民主党島根 県農林水産業振 興会議支部	田尻 宏	会計責任者の氏名	吉田 宜樹	三原 修治	令和5年3月1日
自由民主党浜田 支部	大屋 俊弘	主たる事務所の所 在 地	浜田市紺屋町68	浜田市紺屋町49-1	令和5年3月5日
自由民主党三刀 屋支部	藤原 信宏	会計責任者の氏名	上代 純子	原 祐二	令和5年1月1日
自由民主党八束 町支部	安部 吉輝	会計責任者の氏名	安部 邦男	建田 浩一	令和4年4月8日

## 2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
板倉一郎後援会	板倉 一郎	会計責任者の氏名	大西 泰弘	岩田 宜晃	令和5年2月22日
今岡久人後援会	藤江 昭雄	会計責任者の氏名	山田 裕之	今岡 利明	令和5年2月1日
加藤いさむ後援 会	加藤 勇	会計責任者の氏名	永島 裕紀	立原 史朗	令和5年3月3日
加藤いさむ後援 会	金崎 芳男	代表者の氏名	金崎 芳男	古藤 年雄	令和5年3月3日
		会計責任者の氏名	永島 裕紀	立原 史朗	
川田つよし後援 会	石川 慎吾	主たる事務所の所 在 地	鹿足郡津和野町枕瀬 346番地2	鹿足郡津和野町枕瀬 433	令和5年4月1日
久保田の職員飲 酒もみ消しをぶ つつぶす党	森谷 公昭	名称	久保田の職員飲酒も み消しをぶつつぶす 党	燃える市民党	令和5年3月1日
江津まちづくり 夢づくりの会	丸田 誠司	会計責任者の氏名	河野 明子	濱田 正美	令和5年1月1日
幸福実現党出雲 後援会	三原 修一	会計責任者の氏名	貴島 良久	村田 純一	令和4年7月19日
幸福実現党浜田 後援会	堀田 正行	会計責任者の氏名	岡 秀仁	村田 純一	令和5年2月1日
澤田秀夫後援会	松本 均	代表者の氏名	松本 均	小松原 直樹	令和5年3月1日
		会計責任者の氏名	古志 暢久	安達 恵	
塩谷裕志後援会	松村 洋則	代表者の氏名	松村 洋則	松村 稔	令和5年3月1日
島根県獣医師連 盟	今井 裕三	代表者の氏名	今井 裕三	安食 政幸	令和4年5月31日
島根県清酒産業 振興会	田村 明男	代表者の氏名	田村 明男	板倉 啓治	令和4年11月24日
島根県土地改良 推進連盟	生越 俊一	会計責任者の氏名	山根 成二	田中 浩二	令和5年1月27日
島根県農業者政 治連盟	山中 康樹	会計責任者の氏名	吉田 宜樹	三原 修治	令和5年3月1日

進藤かねひこ島根後援会	生越 俊一	会計責任者の氏名	足立 和彦	田中 浩二	令和5年4月3日
成優会	板垣 成二	会計責任者の氏名	若槻 光好	板垣 啓治	令和4年4月10日
全国LPガス政治連盟島根県支部	森山 健一	主たる事務所の所在地	松江市殿町111番地	松江市母衣町55-4	令和4年7月19日
中村あたる後援会	黒川 聡	会計責任者の氏名	中村 建二	坪内 涼二	令和5年3月13日
成相安信後援会	成相 安信	主たる事務所の所在地	出雲市塩冶有原町5丁目41番地	出雲市天神町515	令和4年8月1日
日本遺族政治連盟島根県本部	矢田 一恵	代表者の氏名	矢田 一恵	山崎 義興	令和4年6月27日
		主たる事務所の所在地	松江市東奥谷町363番地3	松江市内中原町124番地	令和4年7月1日
		会計責任者の氏名	安藤 裕子	原 充男	令和4年9月1日
はくいし恵子とともに歩む会	川上 真人	会計責任者の氏名	三上 康則	古藤 真三	令和4年12月19日
原瀬清正後援会	松本 均	代表者の氏名	松本 均	小松原 直樹	令和5年3月1日
		会計責任者の氏名	古志 暢久	安達 恵	
福田正明後援会	松崎 均	代表者の氏名	松崎 均	加藤 幸夫	令和5年3月1日
		会計責任者の氏名	田中 康治	福原 勝善	
藤木しんや島根県後援会	石倉 茂美	会計責任者の氏名	吉田 宜樹	三原 修治	令和5年3月1日
本田かずお後援会	坂根 守	主たる事務所の所在地	出雲市多伎町久村1131-1	出雲市多伎町口田儀846-3	令和5年2月25日
三浦英治後援会	永嶺 孝一	主たる事務所の所在地	鹿足郡津和野町青原416	鹿足郡津和野町青原254	令和5年3月27日
宮崎まさお島根後援会	生越 俊一	会計責任者の氏名	足立 和彦	田中 浩二	令和5年4月3日
みんなで作る島根の会	秋重 幸邦	代表者の氏名	秋重 幸邦	松尾 壽	令和4年12月11日
山田としお島根後援会	竹下 正幸	会計責任者の氏名	吉田 宜樹	三原 修治	令和5年3月1日

### 島根県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

#### 1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党島根県地域再生支部	田中 修	令和5年3月22日
自由民主党島根県松江市第五支部	比良 幸男	令和4年12月31日

## 2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
牛尾博文後援会	福嶋 睦夫	令和4年12月31日
大庭澄人後援会	岩本 義彦	令和4年12月27日
島根県山田宏後援会	内田 朋良	令和5年3月31日
田中直文後援会	田代 和秋	令和4年6月30日
ひら幸男後援会	比良 幸男	令和4年12月31日
福代秀洋後援会	内藤 春夫	令和4年12月31日
山下修後援会	永井 良三	令和5年2月28日
吉田なおき後援会	吉田 直記	令和4年10月31日

## 島根県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月21日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の 氏名	資金管理団体の 名称	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
板倉 一郎	板倉一郎後援会	会計責任者 の氏名	大西 泰弘	岩田 宜晃	令和5年2月22日
加藤 勇	加藤いさむ後援 会	会計責任者 の氏名	永島 裕紀	立原 史朗	令和5年3月3日
板垣 成二	成優会	会計責任者 の氏名	若槻 光好	板垣 啓治	令和4年4月10日